

奈良県西和医療センター臨床検査関連業務委託に関する募集要項

2025年4月16日付で公告した「奈良県西和医療センター臨床検査関連業務委託」に係る公募については、関係法令及び当該公告に定めるもののほか、この募集要項によるものとする。

1 趣旨

奈良県西和医療センターが院内で実施する臨床検査関連業務について、試薬及び消耗品等の購買業務の一元化と在庫管理業務を包括的に委託することにより、適正な購入価格の実現や不良在庫の防止など、効率的な臨床検査の実施及び継続的なコスト削減を図る。

受託者の選定にあたっては、単に価格だけではなく、的確な業務実施体制の確保及び質を向上させるための技術力確保等も評価するとともに、事業者が有する経験及び専門知識等に基づく企画提案を活用することによるコスト削減を図るため、公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務の概要等

(1) 業務の名称

奈良県西和医療センター臨床検査関連業務委託

(2) 業務内容

奈良県西和医療センター（以下、「当センター」という。）における以下の業務とする。

① 試薬及び消耗品（以下、「試薬等」という。）の供給業務

② 発注システム及び在庫管理システムの提供、ならびに試薬等の購入経費削減、臨床検査関連業務の効率化等に係る業務

(3) 契約期間

2025年10月1日（水）から、2030年9月30日（月）まで

なお、契約締結日から2025年9月30日（火）までの間は、当センターにおける準備期間とし、準備期間に要する一切の費用は受託者の負担とする。

(4) 履行場所

奈良県生駒郡三郷町三室一丁目14番16号

奈良県西和医療センター

(5) 提案上限額

年額 192 百万円（消費税及び地方消費税を含まない額）を上限とする。

(6) その他詳細については、「奈良県西和医療センター臨床検査関連業務委託仕様書」

（以下「仕様書」という。）による。

3 応募資格

応募者は、応募時点において、次に掲げる（1）から（7）のすべてに該当する者であること。

（1）地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者

であること。

- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中ではないこと。
- (3) 次に掲げる①から⑥のいずれの要件にも該当しないものであること。
 - ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）である。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ⑥ 応募する業務に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と購入契約等を締結している。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、または更正手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (6) 法令を遵守し、当該委託業務を効率的かつ効果的に遂行できる能力等を有する者であること。
- (7) 奈良県内に事業所を有する者であり、緊急納品に備え、連絡体制が整っていること。

4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 3の応募資格に定めた要件が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 5の応募手続き等で示す提出期間内に企画提案書等、所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他、当センターが不正な行為があったと判断したとき。

5 応募の手続等

(1) 担当部局

〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14番16号
奈良県西和医療センター 財務課 管財係
電話番号 0745-32-0505 内線2214
メールアドレス seiwa-zaimuka@nara-pho.jp

(2) 募集要項等の交付

- ① 交付期間 2025年4月16日(水)から同年5月9日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)
- ② 交付場所 上記(1)の担当部局に同じ

(3) 参加表明書の提出

- ① 提出期間 2025年4月16日(水)から同年5月9日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)
- ② 提出先 担当部局に同じ
- ③ 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る)
- ④ 提出書類 参加表明書(様式1)

(4) 企画提案書の提出

- ① 提出期間 2025年5月13日(火)から同年5月20日(火)までの午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)
- ② 提出先 担当部局に同じ
- ③ 提出方法 持参
- ④ 提出書類
 - I 参加申込書(様式2)
 - II 企画提案書(任意様式 A4サイズ40枚以内)
 - ・業務実施の基本方針
 - ・試薬及び消耗品の供給体制
 - ・発注システム及び在庫管理システムの概要
 - ・当センターの経費削減及び臨床検査関連業務の効率化等に係る提案
 - ・災害発生時等の対応
 - ・その他、特記すべき事項等を明記すること。
 - III 応募事業者の概要(様式3)
 - ・法人税、消費税及び地方消費税に滞納がない証明書
 - ・医薬品販売業許可証、毒物劇物一般販売業登録票、会社概要、業務案内など上記を添付すること。
 - IV 概算見積書(様式4)
 - ・概算見積書には、契約期間における1年間あたりの概算見積りを税抜き金額で記載すること。また、使用する通貨は日本国通貨とします。
 - ・概算見積書には、別紙実績一覧表に基づく試薬及び消耗品の費用(変動費)とシステム等の持ち込み機器に係る委託料(固定費)の区分がわかるように記入し、積算の根拠がわかる資料を添付すること。
 - ・システム等の機器を持ち込む時期がわかるように備考欄に記入または、詳細がわかる資料を添付すること。
 - ・提案に基づき、システム等を持ち込む際の費用に、運搬費、搬入費、据付費、配線等接続費、オンライン等調整費を含めた作業に要する経費、操作等の説明又は教育に要する経費等の諸経費を含めること。
 - ・その他の積算にあたっての詳細は仕様書に基づくものとします。
 - ・今回の見積りは、事業者選定の見積額ですので、そのまま契約金額になるとは限らな

いものとします。

- ⑤ 提出部数 8部（原本1部、コピー7部）

（5）質問の受付等

- ① 受付期間 2025年4月16日（水）から同年5月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- ② 質問先 担当部局に同じ
- ③ 質問方法 電子メールに限る。質問票（任意様式）に該当箇所がわかるよう資料名、ページ等、質問内容を記載し送信ください。（電子メール送信の後、電話で送付した旨を連絡し、必ず受信の確認をしてください。）
※電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。
- ④ 回答日時 2025年5月12日（月）までに回答する。
- ⑤ 回答方法 当センターのホームページにて公開。

（6）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを2025年5月下旬頃（予定）実施する。なお、日程及び場所等については応募者に別途通知する。

（7）その他

- ① 提出された書類等は返却しない。
- ② 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- ③ 企画提案書等の提出後、提案内容の追加及び変更は認めないが、審査に必要な書類等の追加提出を求める場合がある。
- ④ 本業務の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

7 企画提案の評価にかかる主なポイント

（1）業務実施の基本方針

- ・業務受託に係る基本方針等

（2）試薬及び消耗品の供給体制

- ・試薬及び消耗品の安定した供給体制（緊急納品対応含む）

（3）発注システム及び在庫管理システムの概要

- ・発注方法及び在庫の出入庫管理方法

（4）当センターの経費削減及び臨床検査関連業務の効率化等に係る提案

- ・当センターの経費削減及び臨床検査関連業務の効率化等に係る提案内容

（5）災害発生時等の対応

- ・災害が発生した場合や緊急事態が発生した場合の対応

（6）受託予定価格（概算見積書）

（7）その他

- ・当センターの状況を踏まえた計画の妥当性、その他、特に優れた提案内容の有無

8 業務受託予定者の選定方法

5の（5）の④により提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査した上、業務受託予定者及び次点者を決定する。

ただし、応募者が1者のみの場合であっても、審査結果によっては業務受託予定者とならないことがある。

9 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出したすべての応募者に対して通知する。

10 業務受託予定者の取り消し

- (1) 業務受託予定者が次の要件のいずれかに該当する場合は、業務受託予定者の決定を取り消すことがある。
 - ① 3に定める応募資格を有しない場合又は失った場合
 - ② 企画提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ③ 決定後に行う事業実施に関する当法人と業務受託予定者間の協議において、当センターが求める条件を満たせない等不適當であると判断した場合
- (2) (1)の③に基づき業務受託予定者を取り消した場合は、次点者と業務委託に関する協議を行う場合がある。

11 契約書の作成

- (1) 契約書を2通作成し、各自1通保有することとします。
- (2) 契約書の作成に要する費用はすべて受託者の負担とします。
- (3) 契約保証金は地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規定第27条による。

12 その他

契約期間中であっても当センターが実施する検収において、受託者の業務の実施内容が仕様書等の内容を満たしていないと判断した場合には、口頭又は書面により改善要求を行い、当該改善要求に対して、受託者の対応が不誠実なものであると判断される場合には、当該月の委託代金を減額することができるものとします。

13 審査後の手続き

業務受託予定者の選定後、業務受託予定者と当センターで委託業務に関する詳細の協議を行い、2025年5月下旬を目途に契約を締結する。